

窓口負担割合が2割となる方には 負担を抑える配慮措置があります

- 令和4年10月1日から令和7年9月30日までは、2割負担による外来診療の負担増加額を月3,000円までに抑える配慮措置があります。
- 配慮措置には2種類あります。
 - (1) 一つの医療機関での支払いの増加額を月3,000円に抑えます。
 - (2) 複数の医療機関の自己負担額を合算して、月3,000円を超える負担増加額があった場合、高額療養費として、登録されている口座へ後日支給されます。

【配慮措置の例】

1割負担のときの外来の自己負担額が月5,000円の場合

ア 1割負担の自己負担額	5,000円	(1)の配慮措置の場合は、ウの額を医療機関へ支払います。
イ 2割負担の自己負担額	10,000円	
ウ 配慮措置後の自己負担限度額	8,000円	(2)の配慮措置の場合は、エの額が後日支給されます。
エ 高額療養費支給額(イ-ウ)	2,000円	

2割負担の高額療養費自己負担限度額(月額)は次のとおりです。

外来(個人)	外来+入院(世帯)
①または②の低いほうを適用 ①18,000円 ②6,000円+(総医療費-30,000円)×10% (年間144,000円上限※4)	57,600円 <44,400円※5>

- ※4 8月から翌年7月までの自己負担額(月ごとの高額療養費支給分を除いた額)の合計が144,000円を超えた場合、その超えた額が「外来年間合算分」として後日支給されます。
- ※5 後期高齢者医療制度加入後直近12カ月以内に、外来+入院(世帯)の高額療養費が3回以上該当した場合の、4回目以降の限度額です。

2割負担となる方で高額療養費の口座が登録されていない方には **令和4年9月下旬頃**に宮城県後期高齢者医療広域連合から **申請書を郵送**しますので、口座を登録してください。

ご注意ください!

- 厚生労働省や地方自治体が、訪問で口座情報登録をお願いすることや、キャッシュカード、通帳等をお預かりすることは **絶対にありません**。
- ATMの操作をお願いすることは **絶対にありません**。

後期高齢者医療制度の大切なお知らせです

一定以上の所得のある方(75歳以上の方等)の医療費の窓口負担割合が変わります

- 令和4年10月1日から、被保険者が一定以上の所得がある世帯の方は、窓口負担割合3割(現役並み所得者)の方を除き、医療費の窓口負担割合が2割になります。
- 変更対象となる方は、後期高齢者医療の被保険者全体のうち約20%の方となる見込みです。

令和4年9月30日まで		令和4年10月1日から		被保険者全体の約20%
区分	医療費負担割合	区分	医療費負担割合	
現役並み所得者	3割	現役並み所得者	3割	
一般所得者等	1割	一定以上所得のある方	2割	}
		一般所得者等	1割	

見直しの背景 見直しが必要となる理由については、**2ページ**をご覧ください。

対象者 2割負担の対象者については、**3ページ**をご覧ください。

配慮措置 負担増加額の抑制については、**4ページ**をご覧ください。

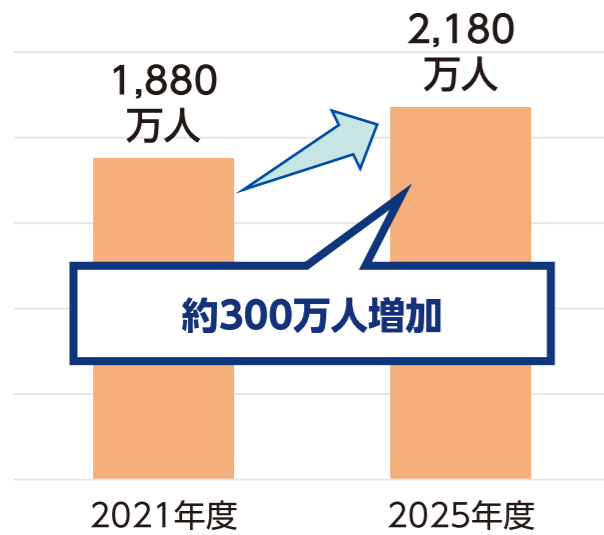
医療費窓口負担割合の見直しに関するお問い合わせ先

宮城県後期高齢者医療広域連合 ☎022-266-1021 受付時間 月~金 8:30~17:15
後期高齢者窓口負担割合コールセンター ☎0120-002-719 受付時間 月~土 9:00~18:00

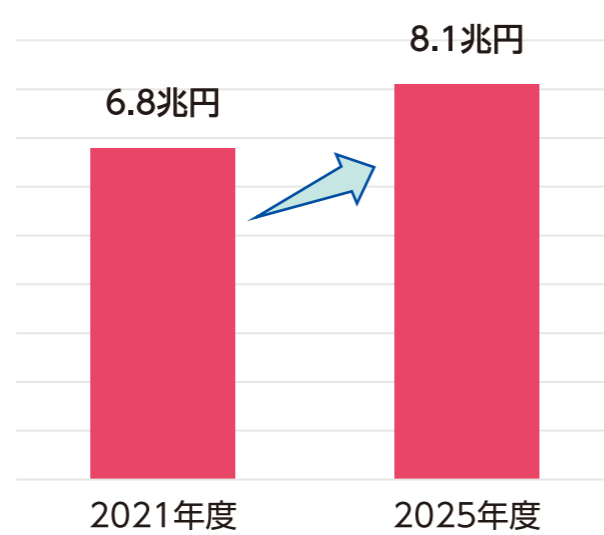
見直しの背景

令和4年度以降、団塊の世代が75歳以上となるため、今後、医療費の増大が見込まれます。

75歳以上人口の増加(全国)



現役世代からの支援金の増加



後期高齢者の医療費のうち、窓口負担を除いて約4割は現役世代(子や孫)の負担(支援金)となっており、今後ますます増加していく見通しとなっています。

75歳以上の後期高齢者の医療費の財源内訳(総額約18.4兆円)

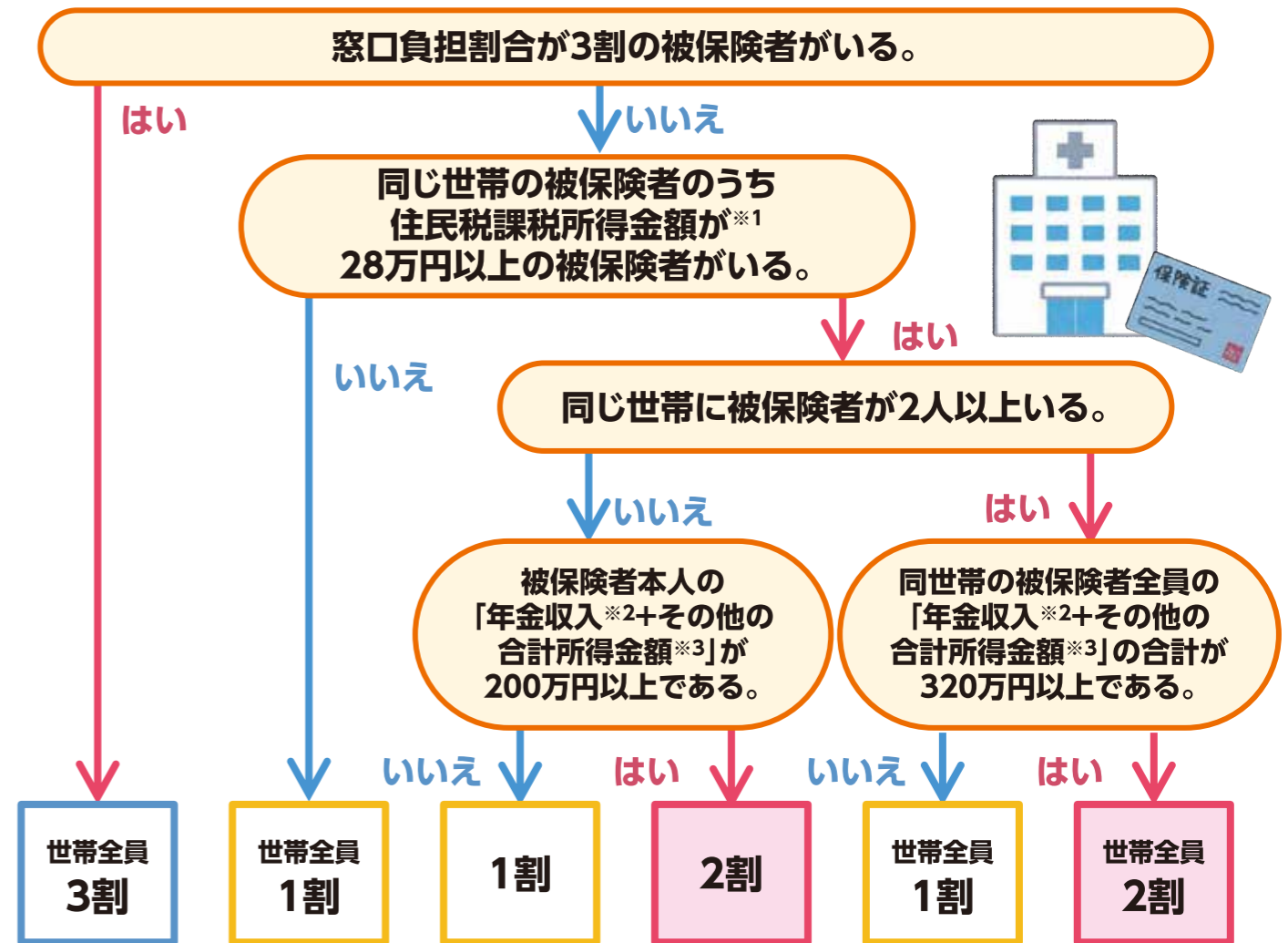
※令和4年度予算案ベース



今回の窓口負担割合の見直しは、現役世代の負担を抑え、国民皆保険を未来につないでいくためのものです。

窓口負担割合2割の対象となるかどうかは主に以下の流れで判定します

世帯の窓口負担割合が2割の対象となるかどうかは、後期高齢者医療の被保険者の方の住民税課税所得金額^{※1}や年金収入^{※2}等をもとに、世帯単位で判定します。(令和3年中の所得をもとに判定します。)



※1 「住民税課税所得金額」とは、住民税納税通知書の「課税標準」の額(前年の収入から、給与所得控除や公的年金等控除等、所得控除(基礎控除や社会保険料控除等)を差し引いた後の金額)
 ※2 「年金収入」には遺族年金や障害年金は含みません。
 ※3 「その他の合計所得金額」とは、事業収入や給与収入等から、必要経費や給与所得控除等を差し引いた後の金額
 ※非課税世帯の方は1割負担となります。

被保険者証(保険証)が令和4年度は2回送付されます

- 1回目：7月中に全被保険者に送付します。
(保険証有効期限：令和4年8月1日～令和4年9月30日)
- 2回目：9月中に全被保険者に送付します。
(保険証有効期限：令和4年10月1日～令和5年7月31日)

※令和4年10月より窓口負担割合が2割となる方については、2回目の送付時に2割の保険証を送付します。1回目の送付時と窓口負担割合に変更がない方についても、2回目にも有効期限が令和5年7月31日までの保険証を送付します。